

通知預金規定

第1条(預入れの最低金額)

この預金の預入れは1口5,000円以上とします。

第2条(預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) この預金の解約にあたっては、解約日の2日前までに通知を必要とします。

第3条(利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は1,000円とします。

第4条(預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、証書の受取欄、または当組合所定の払戻請求書に署名(または記名)、届出の印章により押印して、証書または通帳とともに提出してください。
- (2) 解約は預金1口ごとに取扱います。この一部の解約はいたしません。

第5条(規定の準用)

この規定の定めのない事項については、預金取引共通規定によるものとします。

以 上